

加古川市社会福祉法人地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定に基づき地域公益事業を行う社会福祉充実計画（以下「充実計画」という。）を策定するにあたり、地域住民その他関係者からの意見聴取を円滑に行うとともに、関係者間での地域課題に取り組む体制整備を図るため、加古川市社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる者のうち7人の委員で組織する。

(協議会)

第3条 協議会は、法人から地域協議会の開催依頼（様式1）の提出があったときに、都度、事務局がその充実計画に関係する別表に掲げる者の内から出席を依頼した委員で構成し、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 地域の福祉課題に関すること
 - (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
 - (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
 - (4) 関係機関との連携に関すること
 - (5) その他法人運営に関すること
- 2 前項の規定にかかわらず、地域の公益的な取組内容・課題を関係者と共有するため必要と認めるときは、協議会を開催することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、出席した会議の1回とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(報償)

第5条 報償の額は、日額9,000円とする。ただし、福祉行政職員及び職員に準じる委員には報償を支払わない。

(意見聴取)

第6条 意見聴取しようとする法人は、協議会に法人役員等が出席して、次の事項を整理して作成した、計画原案により事業内容を説明して意見を求めるものとする。

- (1) 事業の必要性
- (2) 整備計画上の適否
- (3) 事業費の適合性
- (4) 事業費の内訳
- (5) 資金計画の適否
- (6) 借入金償還の確実性
- (7) 用地の適否
- (8) 運営の見通し
- (9) その他必要事項

(守秘義務)

第7条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号）における社会福祉法人の認可、指導監督等に関する事務を分掌する課等において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

学識経験者
保健医療福祉サービス事業者
民生委員・児童委員
地域住民の代表者
ボランティア団体
社会福祉協議会
福祉行政職員

(様式1)

号
年 月 日

加古川市長 様

社会福祉法人
理事長

地域公益事業の実施に係る地域協議会の開催について（依頼）

当法人の社会福祉充実計画において、以下のとおり地域公益事業を実施したいので、当該地域公益事業の内容及び事業地域の需要について、当該事業地域の住民その他の関係者の意見を聴くため、社会福祉法第55条の2第8項の規定に基づき、地域協議会の開催等、所轄庁の支援を依頼します。

記

- 1 事業実施地域
- 2 拠点となる地域
- 3 地域公益事業の内容
- 4 事業費（概算）
- 5 その他参考事項